

# 建設業法実務研究会会則

(前文) 当会は、建設産業に対して支援し、この産業を取り巻く一般消費者を守るための法令遵守理念を社会に広め、寄与する。また当会は、行政書士会所属の会員で構成する自主的、民主的な専門家実務集団である。それがゆえに、当会会員は行政書士としての倫理を遵守し、品位の向上はもとより、恒に会員相互の研鑽を積む。さらに当会は、東京都行政書士会または同様目的を持つ諸団体との融和を保ち運営する。

(名称)

第1条 当会は、建設業法実務研究会と称する。(略称：業法研)

(事務所)

第2条 当会の事務所は、会長の事務所に置く。

(目的)

第3条 当会は、建設産業の法務及びその実務の研鑽をはかることを目的とする。

第2項 前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

第1号 研修会、講演会、セミナー、意見交換会の開催及び情報資料の収集

第2号 研究成果の発表、出版並びに諸団体への提言及び広報啓蒙活動

第3号 その他目的達成に必要な事業

(入会及び退会)

第4条 当会は、この会則の各条文に賛同する行政書士会所属会員をもって会員とする。

第2項 行政書士法人会員は、1つの会員とはせず、法人内にいる行政書士個々を当会の会員とする。

第3項 入会するには、世話役会の過半数の承認を必要とし、入会届を提出し、入会金を納入した後、とする。

第4項 会員は次の事実が決定した日に、退会する。

第1号 会員から退会の意思を文書で会長または世話役に届いたその日。

第2号 行政書士会の廃業届及び登録抹消のあったその日。

第3号 会費などの納入が1年以上無いことにより、世話役会の過半数の決議で決定したその日。

第4号 その他、前文の当会趣旨に違背したことにより、世話役会の決議で決定した後、総会において出席会員の3分の2以上の決議で決定したその日。

(役員等及び世話役会)

第5条 本会に次の役員を置く。

第1号 員数は、会長1名、世話役10名以内、監査役2名以内とする。

第2号 会長、世話役及び監査役は、会員の中から総会で選任する。

第2項 世話役会は、会長及び世話役で構成し、必要に応じて、監査役を招集することができる。

第3項 運営を円滑に行うため、世話役会でこの会則に基づく規程を設けることができ、この閲覧希望の会員に公表することを妨げない。

第4項 当会は、外部顧問を置くことができる。なお、この職は当研究会の研究活動におけるアドバイザーとしての適任者で、世話役会で承認を得た会員以外の者とする。

(総会及び会計年度)

第6条 総会は定時総会と臨時総会とし、会計年度は7月1日より翌6月30日までとする。

第2項 定時総会は、毎年7月1日より8月31日までの間に会長が招集し、事業報告、会計報告、監査報告、事業計画案、予算案並びに役員選任ほか重要事項を審議の上、決定する。

臨時総会は、世話役会で、期間途中で開く必要がある場合に、会長が招集して、審議し、決定する。

第3項 総会は、委任状を含めた会員の過半数で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成で決する。また、総会議長は、役員以外の会員とし、総会で選任する。議決が同数である場合は、総会議長の決するところによる。

第4項 前2項の招集及び出欠通知並びに委任状の提出については、書面又は電磁的方法により行うものとする。

( 役員の任期 )

第 7 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

( 会費など )

第 8 条 当会の、維持運営は、会員が拠出する次の収入で賄う。

第 1 号 年会費 20,000 円

第 2 号 入会金 10,000 円

第 3 号 その他研修会、講演会などの収入は、世話役会にて、その都度定め、必要に応じて、臨時会費、寄付金を受けることができる。

第 2 項 年会費・入会金は、返納しない。

( 慶弔金 )

第 9 条 本会の慶弔に関する事項を次に定める。なお、供花の名称は「行政書士建設業法実務研究会」とする。

第 1 号 会員の死亡 香典 3 万円又は相当の供花

第 2 号 会員の配偶者の死亡 香典 1 万円又は相当の供花

第 3 号 会員の実父母の死亡 香典 1 万円又は相当の供花

第 4 号 会員の同居の義父母の死亡 香典 1 万円又は相当の供花

附則 本会則は、昭和 60 年 7 月より施行された規約をもとに改正したものである。

この規約に定める以外の事項は、総会又は世話役会の決するところによる。

平成 元 年 7 月 21 日 第 5 条、一部改正し、同日施行。

平成 4 年 7 月 24 日 第 10 条追加し、同日施行。

平成 6 年 7 月 22 日 第 4 条の 2 を追加し、並びに第 5 条改正試案を定時総会で承認し、同日施行。

平成 8 年 7 月 29 日 第 5 条を一部改正し、同日施行。

平成 14 年 8 月 8 日 第 5 条を一部改正し、同日施行。

平成 18 年 7 月 28 日 前文を全面改正、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条を一部改正し、同日施行。

平成 21 年 7 月 24 日 第 5 条、第 6 条を一部改正し、同日施行。

平成 22 年 7 月 23 日 第 8 条を一部改正し、同日施行。

平成 26 年 8 月 1 日 第 8 条を一部改正し、同日施行。